

事 務 連 絡  
令和 7 年 5 月 30 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right) \left( \begin{array}{c} \text{衛 生 主 管 部 (局)} \\ \text{介 護 保 険 主 管 部 (局)} \end{array} \right) \text{御 中}$

個 人 情 報 保 護 委 員 会 事 務 局  
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省老健局総務課

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に  
関する Q & A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）」（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）について」（平成 29 年 5 月 30 日付け事務連絡）別添。以下「Q & A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正が行われるため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）第 109 条により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）において「禁錮」及び「懲役」が「拘禁刑」に改められ、令和 7 年 6 月 1 日に施行されます。

これに伴い、Q & Aにつき別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了解いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。